

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



裏面もご覧ください



②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付ができる！ (マイナバーカード)

1月31日まで
受付延長

- ・レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

①再来受付機等の改修を含む※

60.0万円を上限に補助

(事業費120万円を上限にその1/2を補助)

②再来受付機等の改修を含まない

28.3万円を上限に補助

(事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。



③マイナ診察券で受付ができる！ (マイナバーカード)

1月31日まで
受付延長

- ・レセコンの改修等により、診察券の機能をマイナバーカードに一体化できます。診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

①再来受付機等の改修を含む※

60.0万円を上限に補助

(事業費120万円を上限にその1/2を補助)

②再来受付機等の改修を含まない

28.3万円を上限に補助

(事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、その場合でも、申請は一括で行っていただくようお願いします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください。また、その場合の補助額は上記②に記載の通り、再来受付機等の改修を含む場合は60.0万円、再来受付機等の改修を含まない場合は28.3万円となります。)

申請期間

2025年(令和7年)6月6日～2026年(令和8年)1月31日

※ 2024年度(令和6年度)に改修を行った場合も対象となります。

※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

必要書類

申請に必要な書類は以下3点です

① 領収書

② 領収書内訳書

③ システム改修に係るチェックシート(ベンダーに記入してもらってください)

※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行なえます



補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



■お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

